

活動に関する誓約書

特定非営利活動法人 KIDS

代表理事 山本 美樹夫 殿

誓約日 年 月 日
住所

参加者氏名

印

私は、特定非営利活動法人 KIDS の活動に参加するにあたり、当団体の活動趣旨を理解し、当団体の「定款」および「KIDS 責任規定」を理解し、「活動上の諸注意」、「個人情報管理方針」に合意しかつ遵守することをここに誓約します。

上記の誓約に違反した場合は、当団体の「退会あるいは活動中止に関する誓約書」を提出し、KIDS で活動を速やかに停止しその後も活動を行わないことに同意します。

また活動の停止の有無にかかわらず、「KIDS 責任規定」に定める KIDS の賠償責任を超える損害賠償、医療費、あるいは慰謝料が発生した場合は、その請求に応じます。

記

KIDS 責任規定

責任の活動範囲

1. KIDS は、毎年行われる通常総会にて決議される事業計画、および臨時総会にて決議される修正事業計画を KIDS の活動範囲と規定します。
2. KIDS は、KIDS の活動範囲における各事業（各種プロジェクト、定期訪問、およびその他事業）の開始時点あるいは理事会が必要と見なす時点において、活動計画を活動関連諸施設・団体・企業・ボランティアに提示し、これをもって KIDS の活動範囲の告知とし、活動計画に修正が生じた場合には速やかに書面をもってこれを関連者に報告します。

責任の所在と賠償制限

3. 上記「責任の活動範囲」における通常の活動を行う場合において、子ども、ボランティア、およびその他関連職員などが不慮の事故に巻き込まれた場合、その責任は KIDS に帰着します。ただし、自然災害や第三者の故意による事故はこの限りではありません。
4. 上記「責任の活動範囲」において発生した事故に対し、KIDS が加入する傷害、賠償責任保険の規定に基づく補償を上限として保険金を支払います。また、事故への迅速な対応と被害者の身体的・精神的被害の回復に向け、代表理事が事故対策委員会を臨時に組織し、その対応にあたります。

免責行為の対象

5. KIDS の活動範囲に規定されていない行動（各事業の事前・事後、および活動期間中のすべての非事業活動）によって発生した事故の責任はすべて当事者にあり、KIDS には一切の責任がありません。よって「責任の活動範囲」外事故に対する損害賠償支払義務は一切 KIDS にはありません。

活動上の諸注意（2007年3月22日改定：抜粋）

「安全第一」

誰もが一度は耳にしたことがあるスローガンだと思いますが、これは KIDS に限らず、ボランティア活動において非常に重要なポリシーとなっています。活動中の安全確保には参加者全員の理解と協力が必要です。皆さんも、常に「安全第一」を念頭において行動してください。

例えば善意によるボランティア活動であっても、子ども¹や他の参加者にケガをさせてしまうと、主催者の KIDS はもちろんですが²、参加されている皆さんもその責任を問われることがあります。特に不注意や事前の準備不足から事故を起こした場合、法的な責任を課せられることがあります。事故防止のため、十分な準備を心がけましょう。

1 未成年者を指します。

2 KIDS の責任範囲については、「KIDS 責任規定」に定められています。

子どもたちのプライバシーを守る

児童養護施設、母子生活支援施設にいる子どもたちは、さまざまな理由から、その施設に在園している事実を隠しているケースが多々あります。子ども達の情報が公にならないようご注意ください。

例えば以下の行動は取らないで下さい。

- ・ 施設の責任者あるいは保護者の事前の許可を得ずに子どもと外出したり写真の撮影をすること。
- ・ 個人を特定できるような情報（氏名、出身地、施設名など）を口外したり第三者に公開すること。
- ・ 子どもを不用意に人目に触れるような行動（むやみに人混みに連れ出す）をすること。

子どもたちと接する際に

法に触れる行為（未成年の飲酒・喫煙を見逃すなど）を行わないことは言うまでもありませんが、次のような行為も行わないよう、厳にご注意ください。

- ・ 理由の如何を問わず、子どもに手を上げること。（子どもによっては親からの虐待経験がトラウマになっている場合があります）
- ・ 子どもの前に酒、タバコを放置するなど、その行動を誘発するようなこと。
- ・ 「わいせつ」な目的を持って子どもに接すること。（疑わしい行為を発見、又は事後でも行為が発覚した場合には、断固たる対応を取らせて頂きます）
- ・ 施設の責任者あるいは保護者の事前の許可を得ずに、飲食をご馳走したり物品を買い与えたりすること（子どもたちの金銭感覚を狂わす可能性があることに配慮してください）
- ・ KIDS の活動にて知り合った子どもと KIDS の活動以外で接触、交流すること。（特に交流する必要がある場合は、KIDS 代表理事への事前連絡を通じて判断を仰ぎ、当事者からの承諾を得てください）

皆で楽しく活動するために

下記行動は、子どもに限らず、ボランティア間であってもお断りします。

- ・ 有害、脅迫、いやがらせ、中傷、わいせつ、名誉毀損、人種的・民族的に不快な内容の発言。
- ・ 個々の商品及びサービスの販売活動、ねずみ講、マルチ商法またはその他の形式の勧誘行為。
- ・ 営利的目的を有する団体、宗教団体への入会勧誘行為。
- ・ 電話番号、電子メールアドレス、住所等の個人情報を本人の承諾を得ずに第三者に公開すること。
- ・ 上記以外であっても、法に触れる行為、社会人として常識に反すると判断される行為。

個人情報管理方針

特定非営利活動法人（NPO）KIDS（以下「KIDS」）では、個人情報の重要性を認識し、以下の取り組みを実施いたしております。

1. 管理責任者の設置

KIDS では、KIDS に関わる全ての皆様個人に関する情報(以下「個人情報」)を取り扱うにあたり、KIDS 理事会内にその管理責任者を置き、その管理責任者により適切な管理をいたします。

2. 使用目的の特定

KIDS の活動に参加される皆様（以下「参加者」、過去の参加者を含む）から個人情報を取得させていただく場合には、利用目的を可能な限り特定するとともに、参加者に対する問合せ窓口(*)をあらかじめ明示し、必要な範囲の個人情報を取得させていただきます。

3. 個人情報の管理

KIDS は、参加者から取得させていただいた個人情報を適切に管理し、下記の場合を除き KIDS 関係者以外の第三者に開示をいたしません。

- 参加者の同意がある場合
- 守秘義務契約を締結した者に、管理および調査を委託する場合
- 法に基づく命令により個人情報の開示が求められた場合

4. ボランティア情報の提供

KIDS は、（参加者の同意がある場合に）KIDS の活動に直接関係するまたは間接的に参加者に有益と思われるボランティア活動やイベント等の情報を、電子メール、郵便等により参加者に送信もしくは送付し、または電話させていただく場合がございます。参加者は問合せ窓口へお申し出いただくことにより、これらの取り扱いを中止させたり再開させたりすることができます。

5. 個人情報の問合せ

参加者が、参加者自身の個人情報の照会、修正、削除等を希望される場合には、問合せ窓口までご連絡ください。個人情報の遺漏を防止するため、参加者自身であることを確認できた場合に限り、対応させていただきます。

6. 法令の遵守

KIDS は、KIDS が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

問合せ窓口：「特定非営利活動法人 K I D S」
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-17-2-202
TEL/FAX： 03-3356-4856（朝 9 時から夕方 5 時まで）
ホームページ： <http://www.kids-npo.com/>
Eメール： contact@kids-npo.com

以上